

熊本市総合保健福祉センター（仮称）整備等事業（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者の選定について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第1項及び第2項の規定に基づく総合評価一般競争入札を行うため、同令第167条の6第1項及び第167条の10の2第5項の規定に基づき公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 競争入札に付する事項

(1) 事業名称

熊本市総合保健福祉センター（仮称）整備等事業

(2) 事業場所

熊本市大江5丁目1番8

(3) 事業内容

本事業は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）（以下「PFI法」という。）に基づき、選定事業者が熊本市総合保健福祉センター（仮称）の設計・建設を行うとともに、維持管理・運営を遂行することを業務範囲とする。

入札参加者は、開札及び審査の結果、落札者となった場合は、特別目的会社（以下「SPC」という。）を商法（明治32年法律第48号）に定める株式会社として登記簿謄本上の本社所在地を熊本市とした上で設立し、次の業務を行う。

ア 施設の設計・建設等業務

(ア) 地質調査等事前調査業務及びその関連業務

(イ) 施設整備に係る設計（基本設計・実施設計）及びその関連業務

(ロ) 施設整備に係る建設工事及びその関連業務

(ハ) 附帯設備（什器・備品を含む）の設置工事及びその関連業務

(ニ) 工事監理業務

(ホ) 周辺家屋影響調査及び対策

(ヘ) 電波障害調査及び対策

(ニ) 開発許可、建築確認等の手続業務及びその関連業務

(ケ) 施工完成検査業務

(コ) 完成後の所有権移転業務

イ 施設の維持管理保守業務

- (ア) 建築物保守管理業務
- (イ) 建築設備保守管理業務
- (ウ) 植栽・外構施設保守管理業務
- (エ) 駐車場保守管理業務
- (オ) 清掃業務
- (カ) 保安警備業務
- ウ 施設の一部運営業務
 - (ア) 総合受付案内業務
 - (イ) 郵便物整理業務
- (4) 事業期間
契約締結日から平成 40 年 3 月 31 日まで

2 入札参加資格

(1) 応募者の構成等

応募者は、本施設の設計業務にあたる者、本施設の建設業務にあたる者、本施設の維持管理保守業務にあたる者、本施設の運営業務にあたる者等により構成されることを基本とし、一企業（以下「応募企業」という。）とすることも複数の企業で構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）とすることも可能とする。

応募者は、参加表明書等の提出時には、応募企業又は応募グループを構成する企業（以下「構成員」という。）の担当する業務について明らかにし、併せて、構成員の中から、代表する企業（以下「代表企業」という。）についても明記すること。ただし、一部の業務を構成員以外の企業に委託する場合には、当該業務を実施させる企業（以下「協力企業」という。）についても同様に、その担当する業務を明らかにすること。

なお、応募者は、以下の要件を満たすこと。

ア 参加表明書の提出時に代表企業名を明記し、必ず代表企業が応募手続きを行うこと。

イ 参加表明書により参加の意思を表明した応募者の構成員及び協力企業の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、市と協議を行うこと。

ウ 応募者の構成員及び協力企業は、他の応募者の構成員及び協力企業とはなれない。
ただし、市が選定事業者との基本協定書を締結後、選定されなかった応募者の協力企業が、選定事業者の業務等を支援及び協力することは可能である。

エ 応募者の構成員又は協力企業のうち、一者以上は必ず、熊本市の区域内に主たる事務所（本店等）を有する者であること。

(2) 応募者の参加資格要件

応募者の構成員及び協力企業のうち、設計、建設、工事監理及び維持管理の各業務にあたる者は、それぞれ次の要件を満たすこと。

ア 設計業務にあたる者

要件	満たすべき対象者
平成 17 年度熊本市工事競争入札参加有資格者名簿に登載されていること。	設計業務にあたる全構成員及び協力企業
建築士法第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。	

イ 建設業務にあたる者

要件	満たすべき対象者
平成 17 年度熊本市工事競争入札参加有資格者名簿に登載されていること。	建設業務にあたる全構成員及び協力企業
建設業法第 15 条の規定に基づく建築一式工事に係る特定建設業の許可を有するものであること。	建築工事にあたる全構成員及び協力企業
建築、電気、管の各工種において平成 17 年度熊本市工事競争入札参加有資格者名簿の A ランクの資格を有している者であること。	各工種における全構成員及び協力企業(市内業者)
建築(総合数値 800 以上、一級技術者数 3 名以上、完工高 1.8 億円以上、自己資本金 4,000 万円以上、その他 R C 造の実績を有すること) 電気(総合数値 800 以上、一級技術者数 1 名以上、完工高 3,000 万円以上、自己資本金 1,000 万円以上) 管(総合数値 760 以上、一級技術者数 1 名以上、完工高 3,000 万円以上、自己資本金 1,000 万円以上)	各工種における全構成員及び協力企業(市外業者)
平成 7 年度以降に延床面積 6,000 m ² 以上の建築物に係る工事の実績を有していること。	建築工事にあたる主たる企業(元請での実績)

ウ 工事監理業務にあたる者

要件	満たすべき対象者
平成 17 年度熊本市工事競争入札参加有資格者名簿に登載されていること。	工事監理業務にあたる全構成員及び協力企業
建築士法第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。	
建設業務にあたる者と兼ねていないこと。	

エ 維持管理業務にあたる者

要件	満たすべき対象者
平成 7 年度以降に事務所、店舗、病院等における維持管理業務を行った実績を有していること。	維持管理業務にあたる全構成員及び協力企業

(3) 応募者等の制限

以下に該当する者は、応募者の構成員及び協力企業となれないものとする。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者。

イ 参加資格確認基準日において、熊本市工事請負契約に係る指名停止等の措置要綱（平成7年4月1日施行）の規定に基づく指名停止措置を受けている者。

ウ 熊本市税（市民税（特別徴収分・普通徴収分）、法人市民税、固定資産税・都市計画税（土地・家屋）、固定資産税（償却資産）又は事業所税）を滞納している者。また、消費税又は地方消費税（以下「消費税等」という。）を滞納している者。

エ 破産法（平成16年法律第75号）第18条の規定に基づく破産手続き開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者。（会社更生法の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされた者であっても、手続き開始の決定後、経営事項審査を受け、市の入札参加資格審査申請書を再度提出し、市の審査を経て有資格業者として認定され、市名簿に登録された者で更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）

オ 本事業に係るアドバイザー業務を受託した（財）日本経済研究所並びに当該受託者が本アドバイザー業務において提携関係にあるアンダーソン・毛利・友常法律事務所及び（株）伊藤喜三郎建築研究所と資本面若しくは人事面において関連がある者。

カ 熊本市総合保健福祉センター（仮称）PFI事業者審査委員会（以下、「審査会」という。）の委員が属する企業、又はその企業と資本面若しくは人事面において関連がある者。

キ 審査会の委員に対し、事業者選定に関して自己に有利になる目的のため、不正な

働きかけを行った者。

- (1) 「オ」及び「カ」において、「資本面において関連のある者」とは当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。

(4) S P C の設立

落札者は、本事業を実施するため、仮契約締結時までに、商法（明治32年法律第48号）に定める株式会社としてS P Cを登記簿謄本上の本社所在地を熊本市とした上で設立する。なお、入札参加企業又は入札参加グループの各構成員は、当該会社に対して出資するものとする。また、構成員以外の者がS P Cの出資者となることは可能であるが、全事業期間において、構成員全体での出資比率合計はS P Cの全株式の50%超とする。なお、代表企業はその出資割合を最大とすること。

各構成員は、本事業が終了するまでS P Cの株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、保有する株式の全部又は一部について譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行ってはならない。

3 入札手続き等

(1) 事務局

郵便番号 860 - 8601

住 所 熊本市手取本町1番1号

熊本市健康福祉局 健康政策部 健康福祉政策課

総合保健福祉センター開設準備室

電 話 096-328-2345

(2) 入札説明書等の閲覧等

閲覧期間	平成17年6月28日（火）～7月8日（金） ただし、土、日を除く。
閲覧時間	午前9時～午後5時まで。ただし、正午～午後1時は除く。
閲覧場所	市庁舎13階 健康福祉政策課 総合保健福祉センター開設準備室

なお、入札説明書等は、ホームページでも閲覧できる。

<http://www.city.kumamoto.kumamoto.jp/>（市ホームページアドレス）

(3) 参加表明書及び第一次審査書類の提出方法等

提出期間	平成17年8月3日（水）～8月5日（金） 午前9時～午後5時まで。ただし、正午～午後1時は除く。
提出方法	下記提出場所へ持参にて提出すること。
提出場所	市庁舎13階 健康福祉政策課 総合保健福祉センター開設準備室

(4) 第二次審査書類の提出方法等

ア 提案書の提出方法等

提出期間	平成17年11月1日（火）～11月2日（水） 11月1日（火）：午前10時～午後5時まで 11月2日（水）：午前10時～午後2時まで ただし正午～午後1時は除く。
提出方法	下記提出場所へ持参にて提出すること。
提出場所	市庁舎13階 健康福祉政策課 総合保健福祉センター開設準備室
その他	提出期間内に提案書を提出しない入札参加者は入札に参加できない。 提案書の提出は応募企業又は応募グループの代表企業が行うこと。

イ 入札書の提出及び開札の日時、場所

入札日時	平成17年11月2日（水） 午後3時00分
提出方法	下記入札場所へ持参にて提出すること。
入札場所	市庁舎6階会議室
その他	入札書の提出は応募企業又は応募グループの代表企業の代表者が行うこと。代理人が入札書を提出する場合は委任状を併せて持参すること。 入札後、直ちに開札を行い予定価格の範囲内であることを確認する。 この際、入札金額の公表は行わない。

4 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 「入札参加資格審査申請書」に記載された入札参加グループの代表企業以外の者が行った入札
- (3) 委任状を提出しない代理人が行った入札
- (4) 「入札参加資格審査申請書」その他の一切の提出した書類に虚偽の記載をした者が行った入札
- (5) 入札金額、住所、氏名、押印その他入札要件を認定しがたい入札
- (6) 入札金額を訂正した入札
- (7) 誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札
- (8) 同一事項の入札について、他の代理人をかね、又は二者以上の代理をした者が行った入札
- (9) 二以上の意思表示をした入札

- (10) 当該予定価格を上回る価格を提示した入札
- (11) その他入札説明書等において示した条件等入札に関する条件に違反した入札

5 落札者の決定方法

落札者決定基準に従って、審査会において提案の審査を行う。審査にあたっては、価格その他の要素を総合的に評価し、最も優秀な提案を行った事業者を選定する。市はその選定された優秀提案をもとに、落札者を決定する。(詳細は、落札者決定基準を参照。)

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

選定事業者は、サービス購入費のうち施設費相当の1000分の105に相当する金額以上の契約保証金を本事業契約締結時までに納付する。

ただし、サービス購入費のうち施設費相当の1000分の105に相当する金額以上を保証金額として、選定事業者が自らの責任及び費用負担において、市を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合、又は、工事請負人をして選定事業者を被保険者とする履行保証保険契約を締結させた場合には、これを免除する。

なお、選定事業者は、工事請負人をして選定事業者を被保険者とする履行保証保険契約を締結させた場合には、保険金請求権の上に、事業契約書(案)第51条第2項に基づく違約金支払請求権を被担保債権として、市のために第一順位の質権を設定する。かかる質権設定の費用は選定事業者が負担する。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(2) 契約書の作成の要否

要

(3) 議会の議決を要する契約

本事業の契約締結については、PFI法第9条及び熊本市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年3月23日条例第16号)第2条の規定により、市議会の議決を得た上で本事業契約を締結する。

(4) 詳細は入札説明書による。